

# 児童手当

## 6月は児童手当の支給月です

# 現況届の提出を忘れずに

平成20年度

### 児童手当所得制限限度額

扶養親族数、所得額ともに平成19年分で判定します。

控除対象配偶者 および扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

平成19年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、平成19年分所得税確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から下の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

一律控除8万円(すべての方が対象です)、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円、特別寡婦(夫)控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

児童手当の制度改正があった場合は、内容が改正される場合があります。

### 児童手当とは

児童を養育している方に手当を支給することで家庭生活の安定や、次代を担う子どもたちの健全な育成と資質の向上を目的にしています。

### 支給対象

十二歳到達後最初の三月三十一日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし所得制限限度額を超えると支給されません。公務員の方は勤務先が請求場所になります。

### 支給額と時期

三歳未満の児童  
一律二万円(月額)  
三歳以上の児童  
第一子 五千元(月額)  
第二子 五千元(月額)  
第三子以降 一万円(月額)  
原則として毎年二月、六月、十月にそれぞれ前月分までを支給します。今回は平成二十年二月分から五 months 分の手当が、受給者の方の指定された金融機関に振り込まれます。

### 現況届

平成二十年五月分以前から支給を受けている方には、「現況届」を送付します。「現況届」の提出がないと、受給資格があっても児童手当の支給が停止されます。早急に提出してください。

提出期間 六月二日(月)～三十日(月)(土曜・日曜日を除く)  
提出場所 役場住民福祉課

### 「現況届」に必要なもの

印かん  
受給者の健康保険被保険者証の写しなど(国民健康保険に加入している方は不要です)  
平成20年1月2日以降転入の方は、前住所地の市町村役場発行の平成20年度(平成19年分)児童手当用所得証明書  
養育する児童と別居している場合は、児童の世帯全員の住民票

問い合わせ先  
住民福祉課  
☎(48)1111  
(内226)